明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等の一部を改正する省令（**経済産業**一〇七）　一
〔告　示〕
○輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件（**経済産業**二七六）　四
○貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合の一部を改正する件（**同**二七七）　五
○貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物の一部を改正する件（**同**二七八）　六
○道路に関する省令（**東北地方整備局**二四五～二四八）　八
○道路に関する件（**四国地方整備局**一二一、一二二）　八
○道路に関する件（**九州地方整備局**一六八、一六九）　八
〔官庁報告〕
国家試験
司法書士試験合格者（法務省）　三
平成二十八年度特別支援学校教員資格認定試験合格者（文部科学省）　三
平成二十八年度建設機械施工技術検定合格者公告（国土交通省）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、平成二十七事業年度・年度財務諸表（独立行政法人国民生活センター・国立研究開発法人海洋研究開発機構・独立行政法人交通安全環境研究所）、日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更・共済規程の一部変更、日本放送協会企画競争、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三
会社その他
会社決算公告　三

省令

○経済産業省令第百七号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハ及び別表第一並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第五項及び別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月十八日

経済産業大臣臨時代理　国務大臣　山本　早苗

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等の一部を改正する省令

（輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部改正）

第一条　輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三十四号ロ中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ（三）中「残留不釣合い」を「到達最小比不釣合い」に、「〇・〇一キログラムミリメートル」を「一〇グラムミリメートル」に改める。

第二条第一項第一号に次のように加える。

ヰ　ジエチルアミン

第二条第二項第七号イ中「又はその部分品として設計されたケーシング若しくはケーシングライナー」を削り、同号に次のように加える。

ハ　イ又はロに該当する弁の部分品として設計されたケーシング又はケーシングライナーであって、内容物と接触する全ての部分がイ（一）から（九）までで定めたいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

第二条の二第一項第一号中「エボラウイルス」を「エボラウイルス属の全てのウイルス」に改め、「、オーエスキー病ウイルス」を削り、「口蹄疫（ていえき）ウイルス」の下に「、ＳＡＲＳコロナウイルス、再構成一九一八年インフルエンザウイルス」を加え、「ロシア春夏脳炎ウイルス」を「極東型」に改め、「、テッシェン病ウイルス」を削り、「デング熱ウイルス」を「デングウイルス」に改め、「、豚コレラウイルス」を削り、「、ブタエンテロウイルス九型」を「、豚コレラウイルス、豚水胞病ウイルス、豚テシオウイルス、豚ヘルペスウイルス一型」に、「マールブルグウイルス」を「マールブルグウイルス属の全てのウイルス」に改め、同項第二号中「アルゲンチネンス菌」、「バラチ菌」及び「ブチリカム菌」の下に「（ボツリヌス神経毒素産生株に限る。）」を加え、同条第二項第一号ロを次のように改める。

ロ　物理的封じ込めチャンバー、アイソレータ又は安全キャビネットであって、次の全てに該当するもの（クラスⅢ安全キャビネットを含み、感染患者の看護又は運搬のために特に設計されたものを除く。）

（一）　操作する者が物理的な防壁によって完全に隔離された作業空間を有するもの

（二）　陰圧状態で操作することが可能なもの

（三）　作業空間内で対象物を安全に操作するための手段を備えているもの

（四）　作業空間の給気及び排気にＨＥＰＡフィルターを用いるもの

第二条の二第二項第五号ロ中「蒸気」の下に「又はガス」を加え、同項第七号を次のように改める。

七　粒子状物質の吸入の試験に用いるように設計された装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　動物の全身を暴露することができる吸入室を有するものであって、吸入室の容積が一立方メートル以上のもの